

板橋区医療的ケア児等の家族の就労等支援事業実施要綱

(令和4年1月20日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、日常的に医療的ケア等が必要な在宅の医療的ケア児等に対し、健康の保持と介護する家族の就労等の支援を図り、もって医療的ケア児等とその家族の福祉の向上に資するため、板橋区医療的ケア児等の家族の就労等支援事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(実施方法)

第2条 事業は、区が訪問看護事業所（健康保険法（大正11年法律第70号）第89条第1項に規定する訪問看護事業所をいう。以下同じ。）に委託して行うものとする。

2 事業は、訪問看護事業所に属する看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を医療的ケアに必要な医療的ケア児等の居宅に派遣し、家族等が日常的に行なっている医療的ケア（呼吸管理、栄養管理、排泄管理等）、療養上の行為（食事介助、排泄介助、体位変換等）を家族等に代わって行うものとする。

3 前項の医療的なケアは、訪問看護（健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する訪問看護をいう。以下同じ。）を受けるために作成された医師の指示書又は板橋区医療的ケア児等の家族の就労等支援事業医師指示書（別記第1号様式）（併せて以下「医師指示書」という。）に基づき、その必要性を判断して行うものとする。

(事業を利用することができる者)

第3条 事業を利用することができる者は、板橋区内に住所を有し、在宅介護を受けて生活し、かつ、訪問看護により医療的なケアを受けている者のうち、次の各号のいずれかに該当する者（以下「被介護者」という。）を介護する同居の家族等とする。

(1) 18歳に達するまでに愛の手帳1度又は2度程度の知的障がい及び身体障害者手帳1級又は2級程度の身体障がい（自ら歩くことができない程度の肢体不自由に限る。）を有するに至った者であること。

(2) 日常生活を営むために別表1に定める医療的ケアを要する状態にある18歳未満の者であること。

2 前項の規定にかかわらず、被介護者が次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

(1) 介護保険において、要介護認定を受けている者

(2) 疾病等により、医療機関の入院及び加療を必要とする者

(派遣時間)

第4条 年間288時間を上限とする。なお、板橋区重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業（平成30年3月26日区長決定）を利用している場合は、本事業と板橋区重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業のサービス提供時間を合わせた上限を年間288時間とする。

2 看護師等の派遣は、事業を利用することができる者の申請に基づき1回当たり2時間から4時間までの30分単位で行うものとする。

(利用の申請)

第5条 事業を利用しようとする者は、板橋区医療的ケア児等の家族の就労等支援事業利用申請書(別記第2号様式。以下「申請書」という。)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、被介護者の身体状況及び必要となる医療的なケアを確認するため、必要に応じて第2条第3項に定める医師指示書の写しを提出させるものとする。

(利用の決定)

第6条 区長は、前条第1項の規定により申請書の提出があったときは、第3条に定める要件について調査したうえで、事業の利用の可否を決定する。事業の利用を認める場合は、板橋区医療的ケア児等の家族の就労等支援事業利用決定通知書(別記第3号様式。以下「決定通知書」という。)を、認めない場合は、板橋区医療的ケア児等の家族の就労等支援事業利用却下通知書(別記第4号様式)を申請者に交付するものとする。

2 区長は、前項の規定により事業の利用を認める場合は、別表2に定めるところにより、事業を利用しようとする者に係る利用者負担額を決定し通知するものとする。

(変更の届出)

第7条 前条第1項の規定により事業の利用を認められた者(以下「利用者」という。)が氏名又は住所又は利用する事業所を変更したときは、板橋区医療的ケア児等の家族の就労等支援事業変更届出書(別記第5号様式。以下「変更届出書」という。)を区長に提出しなければならない。

(利用者負担額の変更)

第8条 区長は、第6条第2項の規定により決定した利用者負担額について、毎年7月に変更の可否を判定するものとする。

2 区長は、前項の利用者負担金額を変更したときは、板橋区医療的ケア児等の家族の就労等支援事業変更決定通知書(別記第6号様式。以下「変更決定通知書」という。)を利用者に交付するものとする。

(決定の取消し)

第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を認める決定を取り消すものとする。

(1) 板橋区医療的ケア児等の家族の就労等支援事業辞退届出書(別記第7号様式)の提出があったとき。

(2) 被介護者が第3条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき。

(3) 被介護者が第3条第2項各号のいずれかに該当したとき。

2 区長は、前項の規定により事業の利用を認める決定を取り消したときは、板橋区医療的ケア児等の家族の就労等支援事業取消通知書(別記第8号様式)を利用者に交付するものとする。

(委託等)

第10条 事業は、利用者ごとに、当該利用者が現に訪問看護を受けている指定訪問看護事業者(健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。)のうちから当該利用者が指定するものに委託して実施するものとする。

- 2 区長は、前項の規定により事業の委託を決定したときは、その旨を決定通知書により利用者に通知するものとする。
- 3 利用者が第1項の規定により事業を委託した者の変更を希望するときは、変更届出書を区長に提出しなければならない。
- 4 区長は、前項の変更届出書の提出があった場合において、第1項の規定により事業を委託した者を変更したときは、その旨を変更決定通知書により当該利用者に通知するものとする。

(委任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表 1

①	人工呼吸器管理 ※ 1
②	気管内挿管・気管切開
③	鼻咽頭エアウェイ
④	酸素吸入
⑤	6 回／日以上の頻回の吸引
⑥	ネブライザー 6 回／日以上又は継続使用
⑦	中心静脈栄養（I V H）
⑧	経管（経鼻・胃ろう含む）
⑨	腸ろう・腸管栄養
⑩	継続する透析（腹膜灌流を含む）
⑪	定期導尿（3 回／日以上） ※ 2
⑫	人工肛門

※ 1 毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・N I P P V・C P A Pなどは、人工呼吸器管理に含む

※ 2 人工膀胱を含む

別表 2

＜訪問看護分＞

区分		生活保護	低所得	一般 1		一般 2
世帯の収入状況		生活保護 受給世帯	区市町村民税 非課税世帯	区市町村民税課税世帯		
				(障がい者) 所得割 1 6 万円未満	(障がい児) 所得割 2 8 万円未満	左記以外
費用 (1 回あたり)	2 時間	15, 000 円				
	2 時間 3 0 分	18, 750 円				
	3 時間	22, 500 円				
	3 時間 3 0 分	26, 250 円				
	4 時間	30, 000 円				
利用者負担額	2 時間	0 円	0 円	370 円	180 円	1, 500 円
	2 時間 3 0 分	0 円	0 円	460 円	220 円	1, 880 円
	3 時間	0 円	0 円	550 円	270 円	2, 200 円
	3 時間 3 0 分	0 円	0 円	640 円	310 円	2, 630 円
	4 時間	0 円	0 円	740 円	360 円	3, 000 円